

福祉有償運送について

福祉有償運送とは、NPO法人や社会福祉法人などが、障害者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、ドア・ツー・ドアの有償移送サービスである。

◆利用対象者

- ① 身体障害者
- ② 精神障害者
- ③ 知的障害者
- ④ 要介護者
- ⑤ 要支援者
- ⑥ 基本チェックリスト該当者
- ⑦ 肢体不自由その他の障害（内部障害・難病患者・発達障害（自閉症、学習障害など）・手帳を持っていない人など）を有する者

◆福祉有償運送の登録ができる団体

NPO法人、社会福祉法人、医療法人等の営利を目的としない法人で、国土交通省による自家用有償旅客運送の登録を受けた団体

◆利用方法

福祉有償運送を利用するためには、あらかじめ国土交通省による登録を受けた団体への会員登録が必要である。

豊島区では、以下の2団体が登録している。

- ・社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会（ハンディキャブ）
- ・社会福祉法人地球郷（システム・レッツゴー）

※申込方法、料金などは団体により異なる。

◆福祉有償運送運営協議会とは

特定非営利活動法人等が福祉有償運送を行う（登録を更新する）には、道路運送法第79条により、国土交通省への登録が必要である。登録にあたっては、道路運送法、同施行規則、通達等の基準（車両、運転者資格、対価、運行管理、損害賠償措置など）を満たすことが必要で、登録申請をするには、事前に運送する地域の自治体が設置する「運営協議会」での合意が必要となる。

福祉有償運送運営協議会では特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性、及びこれを行う場合における安全の確保ならびに旅客の利便性の確保の方策等について、協議をする。承認が得られれば、国土交通省へ申請する。